

令和7年度第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和8年1月21日（水） 13時30分～15時30分

2 開催場所 オーテピア高知図書館 4階ホール

3 出席者 （関係行政機関の職員）

滝川 正二 委員

山本 由香 委員

（学識経験者）

井上 浩之 委員【当会議で会長に選任】

大西 雅人 委員

岡谷 英明 委員

甲田 茂樹 委員

篠森 敬三 委員

嶋村 貴博 委員

仙頭 ゆかり 委員

竹村 朱美 委員

竹村 志麻 委員

HUG STEFAN 委員

八木 千晶 委員

（高知県）

西村 光寿 子ども・福祉政策部部長

橋本 卓夫 子ども・福祉政策部副部長

市村 留美 人権・男女共同参画課課長

中野 創 南海トラフ地震対策課課長補佐

尾木 朝子 健康対策課課長補佐

佐竹 一浩 地域福祉政策課課長補佐

宮地 通弘 長寿社会課課長補佐

山崎 千夏 障害福祉課課長

村山 真一 障害保健支援課課長補佐

國澤 真紀 子ども家庭課課長補佐

松本 理砂 国際交流課課長

北村 綾 県民生活課課長

杉本 健治 雇用労働政策課課長

安藤 大輔 人権教育・児童生徒課課長補佐
岡林 秀典 (公財) 高知県人権啓発センター理事長
川村 泰夫 (公財) 高知県人権啓発センター事務局長

4 議 事

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 差別事象検討部会委員の選任について
- (3) 「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」の令和6年度実績等について
- (4) 「高知県の人権について(案)」について

- (1) 会長・副会長の選任について

立候補・推薦がなかったため、事務局より、会長井上委員、副会長稲田委員を推薦。

→承認

- (2) 差別事象検討部会委員の選任について

高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第7条の2に則り、会長が滝川委員、山本委員、稲田委員、篠森委員、長澤委員、大西委員の6名を指名。

→承認

- (3) 「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」の令和6年度実績等について

【事務局】

資料1、資料2により下記の順番で説明。

人権・男女共同参画課→人権教育・児童生徒課→健康対策課→地域福祉政策課
→障害福祉課→障害保健支援課→子ども家庭課→国際交流課→県民生活課
→南海トラフ地震対策課→人権・男女共同参画課

【委員】

子どもの目標について、「『全ての教育活動において人権教育の視点を確認し、組織的に取り組んでいる』学校の割合」の令和6年度の実績が、小中学校に比べて高校は20ポイント低い。質問の性質として、基本的には学年が上がった高校の方が高くなるのではないかとと思うが、高校において20ポイント低い理由を分かっている範囲で教えていただきたい。

【事務局】

令和7年度実績は令和8年3月に公表する。令和6年度実績の詳細について把握できていない。

【委員】

1 回目の調査なので、経年的に見た方がよい。先ほど指摘した観点からも注視していただきたい。

「障害者の委託訓練修了者における就職率」は、目標 85%以上だが、実際の人数を見ると、令和 6 年度は修了者 22 名中の 18 名、今年度は、修了者 16 名。障害者に対する就労支援のニーズはもう少し大きいと思うが 22 名と少ないのはなぜか。就労支援が必要な人が少ないのか、その辺の事情を教えてください。

【事務局】

障害者の就労支援全体だと、数は大きい。就労に向けていくつか道があり、学校を卒業しそのまま就職する方、福祉サービス福祉事業所を通して就職する方がいる中で、その一つの方角として委託訓練という事業を行っている。

【委員】

この調査の対象となる人がそもそもかなり限定されているとは言わないが、こういった形でいろんなステップを踏まえて就労される人数が少なくなったという解釈してよいか。例えば障害者であれば、就労支援というのはフルセットの就労支援でなくて、いろいろと可能性はあると思い、22 名は人数少ないと思ったので、説明していただきたい。

【事務局】

この資料としては当該事業の目標値を載せていたところ。全体の目標値についてはいただいたご意見を踏まえて検討したい。

【委員】

障害者の就労支援について、「障害者」の種別はあるのか。

【事務局】

この委託訓練を利用されている方は、知的障害の方と精神障害の方が約半数ずつという割合になっている。

【委員】

インターネットによる人権侵害について、「情報モラル教育実践ハンドブックを校内研修や授業等で活用している学校の割合」が、令和 4 年の出発点で、高等学校 22%のところ、令和 6 年の実績は 10.6%と約半分になっている。これは何か理由があるのか、また、それを踏まえての具体的な対策をしているのか。

【事務局】

ハンドブック自体が令和4年3月に作成しており、「インターネットによる人権侵害」については、ハンドブックを使って授業内で活用してもらうことも当然あるが、学校ネットパトロールや、長期休暇に入る前に、デジタルデバイスの使い方のルール化をするなど、1年を通じ取り組んでいる。ただこの数字については十分な分析ができていない。

【委員】

人権全般について、「国民一人ひとりの人権意識は、高くなっていると思う」の設問はどのように聞いたのか。具体的に例示して聞いたのかどうかで、理解があるかないかに左右され、パーセントが変わってくる。

災害と人権の「福祉避難所運営訓練等実施市町村数」は、目標が全市町村だが、令和6年度21市町村、令和7年度中に23市町村ということで全市町村が実施できていない。何か大きなハードルがあるのか。

【事務局】

人権啓発全般の調査結果だが、質問は、「あなたは国民一人ひとりの人権意識は4、5年前に比べて高くなっていると思いますか？」という設問。5年に1回の調査なので、5年前と比べ、そこからの5年間でどう思ったかという聞き方。

令和4年度の調査結果では、そう思うで答えた方が11.5%、平成29年調査からは若干減少しており、人権意識の高揚に向けた取組に力を入れていく必要がある。

【事務局】

実施ができてない市町村について、課題は、例えば福祉避難所の運営マニュアルがまだ整備されていない市町村があり、当課としても、マニュアル作成についてのアドバイスなどしていきながら、市町村で運営訓練ができる体制づくりを今進めている。また、できるだけ早い段階で全市町村で訓練ができるように支援をしていきたい。

【委員】

外国人の項目の地域日本語教室の開設数について、基本的に地域日本語教室は対面の授業になると思うが、技能実習生や普通に働いている外国人は、教室に参加する余裕はないと思う。そのため、少なくともハイブリッド、オンデマンドの活用もしくはハイブリッド時々対面を考えた方がいいと思う。私も、日本に来る前に日本語を少し勉強したが、滞日して就職した際、提供された日本語教室に参加できなかった、同様の問題が大勢の方から出てくる。

【事務局】

仕事が終わってから自転車で教室まで行くのは大変という声もあると聞いている。

対策として、eラーニングの日本語学習ができる制度も、昨年度から実施している。ただ、地域日本語教室は、地域の方と直接対面で話ができる交流の機会になるという点もあることから、eラーニングと合わせて活用しながら地域日本語教室への参加もして頂けるようにご案内している。

【委員】

「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用が低いというところが示されているが、いろいろな情報モラル教育に関する資料集が出ており、各学校の実態、学校種等により合ったものを使用している学校もあるため、「情報モラル教育実践ハンドブック」をどう活用しているのかを問わなければならないと思う。

情報モラル教育は、『人権教育の分野』と『生徒指導の分野』で扱うことがあり、この情報モラル教育実践ハンドブックを人権教育として活用していくのであれば、そこにおける個別の人権課題の現状やSNSを通して、そうした書き込み、あるいは誤情報とフェイクがどうして起こるのかを考えさせていくといった展開に持っていくことが必要。また、そのような事例と身近な学級クラスでの人間関係、いじめ等との関連性とどのようにつなげていくのかで、「情報モラル教育実践ハンドブックを人権教育として使用している」という言い方ができると思う。そうではなく、『活用』ということであれば、これは生徒指導の領域で留まっているという考え方も必要ではないかと思うが、ここはあくまでもこのハンドブックを使うということを設定されているので、こういうことになったのかなと思う。

「人権参観日やPTA人権教育研修会を実施している学校の割合」について、県立高校がここに含まれていないのはなぜか。

また、もし県立高校に質問がされていない、質問項目が設定されていないのであれば、小中高特別支援学校の現状ということで入れていく必要があるのではないかな。

「全ての教育活動において人権教育の視点を確認し、組織的に取り組んでいる学校の割合」では、どういった取組が行われているのか。また、県教委として、「組織的な人権教育の取組」を、どういうイメージを持って捉えられているのか。人権教育における「組織的な取組」は県内で、広がってきているか。

外国人の日本語教室について、オンデマンドやeラーニングの話もあったが、外国人の方が、母国でどれだけの教育を受けてきているのか、どう受けてきているのか、ということと、その時の学びををこの日本語教育の中になるべく生かしていくというような関連性が必要ではないか。外国人の方のなかには、状況によっては、オンライン系より対面でないと難しい方もおり、希望というところでの実施なので、そこまでの配慮は必要ないのかもしれないが、レベルの差をどのように埋める工夫をされているのかを教えていただきたい。

【事務局】

インターネットによる人権侵害で掲げている目標が「情報モラル教育実践ハンドブック」を活用した校内研修や授業等、そのほかの割合ということであり、ご意見のとおりハンドブックありきというものになっている。いただいたご意見は、非常に重要なため、人権教育担当チームにしっかり伝えさせてもらう。

「組織的に取り組んでいる学校の割合」の、「組織的には」というのは何を意味しているのかという質問だが、ここについても人権教育担当チームがしっかり科目横断的にやるところでメインにやっているのを併せて伝えておく。

「人権参観日」について、県立高校が入っていない理由は十分承知していない。別の形で高等学校はやっているのではないかなとは思、そこのところはまた確認しておく。

【事務局】

技能実習生で働きに来られる方は、今高知県内にいる外国人の半数以上だが、母国で一定期間日本語学習はしてから来られる。ただ、日本語の習得は十分ではないため、日本国内に来てからも、1か月ほど日本語学習をする期間がある。

習得レベルは個々に違うので、eラーニングの活用については、それぞれのレベルに応じて実施できるように複数のプログラムを準備している。

一人でオンライン、パソコン等に向かって学習をしていくには、意識が高くないと難しい場面もあるので、地域日本語教室の良い点を生かした形で、オンラインで学習者同士が、空いている時間に顔を見合わせれるようなものも2か月に一回ほど組めるように取り入れながら進めている。

【委員】

教室に来ている方同士が、オンラインでお互いに学び合うのはすごく良い。

P T Aの人権教育研修というのは、学校で教えても、家に帰ると親は否定するといったような現状もあるので、そういった意味では、県立高校においても、しっかりとP T A組織がある中で学びの機会の提供というのは不可欠ではないか、是非どんどん進めていっていただければと思う。

組織的な部分についても、横断的に全ての学校教育活動を通して、有機的に展開していくためには、教職員一人一人の役割分担と責任がセットにならないといけないと思うので、人権教育主任も研修会でというところでもあるが、教育センターの方とも連携しながら、管理職の方へのご指導も是非、展開していただきたい。

【委員】

目標設定自体に違和感がある。少しずつ見直しを行って欲しい。

【委員】

「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合」について、目標が令和10年で60%以上となっており、令和6年から令和7年で、実績は伸びているが、目標達成がなかなか難しい。令和8年度の取組に「引き続き」と書かれているが、令和10年の目標達成が難しいと思われ、別の取組という手を打つか、先ほど会長がおっしゃったように、目標数値を一度検討をすることも必要ではないか。

【事務局】

目標の設定自体、人権教育全体として、指標として良いのかどうかということがあるかと思う。計画として定めているので、途中で変えていくとどうかなというところはあるが、より適切なものがあるのであれば、直した方がよい。経年で見ると、もう少し見ていった方がいいかなとも思うが、全体的には鈍化傾向にある。ただ、令和10年度の目標に達するためには、確かにもう一歩二歩何か手を打たないといけない。

【委員】

目標に対する達成度合いは低いにもかかわらず、今後の取組として「引き続き〇〇を行います」というのでは目標に届かないのではないか。施策の強化にも取り組んで欲しい。

【委員】

「地域日本語教室の開設数」だが、100人以上で地域に日本語教室を作るのは、逆ではないかと思う。地域で孤立している人たちやそういう人たちに手厚いアプローチをするのが、県の役割だと思い、なぜこういうことになっているのかを教えていただきたい。お子さんが発達障害を持っているけど相談できないとか、地域で孤立して、馴染めないという人の話もよく聞くので、そこを支えるのが人権を尊重する感覚かなと思うが、教えていただきたい。

【事務局】

100人以上をなぜ目標設定にしたのかというと、県の取組として、まずは外国人の皆さんが多くいるところで進めていかなければならないだろうということから設定している。ご意見のように、少ないところでも、地域との、コミュニケーションをしっかりとって、一緒に地域住民の一員として、生活をしていくということが大事だと思う。

私たちも100人以上を目標とはしているが、その市町村だけで取組を進めているわけではなく、市町村を訪問した際には、ご説明もさせていただいている。また地域日本語教室だけではなく、地域の方と、地域に住む外国の方とが、まずは顔を合わせる事、コミュニケーションを取ることが大事だと思っており、そういう取組もこの地域日本語教室と別に、多文化共生という方面で進めているので、今いただいたご意見も参考に今後も取り組んでいきたい。

【委員】

いろいろな外国の方がおり、日本語教室に来られる方も偏ってるので、開かれた日本語教室にしていきたい。

(4)「高知県の人権について(案)」について

【事務局】

資料3により説明。(人権・男女共同参画課)

【委員】

災害時の人権ですが、市町村によって温度差が随分あるように思う。特に県南部の方は様々な対策が進んでいると思うが、津波の直接被害想定が少ないところは、市町村の取組や指示があまり十分でなく、福祉避難所の利用計画の作成等も進んでないところもあると思う。補助と踏まえて福祉避難所の訓練等もしていただけたらと思うが、補助金も今年度少し余っていたと思うので、その辺の周知も含めて、市町村に対するもう少し踏み込んだ取組をお願いしたい。それが災害時の人権にもつながると思う、そうしたことを想定した広い取組周知をお願いしたい。

【事務局】

今年度から、新たに福祉避難所補助金に資機材整備に関するメニューも追加した。今後もこういった補助金による支援を引き続き行っていきながら、福祉避難所の適切な運営につなげていきたい。

【委員】

インターネットによる人権侵害に記載されているような事例については刑事罰の設定をされているが、この領域、非常に悩ましいのは、発見速度が非常に速いということ。昨今で言えば、生成AIによる被害。より具体的に言うと、画像生成AIで、芸能人の画像を勝手に性的な画像に変換して陳列した事例があり、その事例は、「わいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪」で、わいせつだから罪を問うことができただけであって、わいせつではない場合、思いのまま。

そういった意味で非常に対応が難しいというのは、肖像権侵害。芸能人の場合は訴訟を起こすことが可能だが、一般の方が、肖像権侵害で訴訟を起こせるかというと、非常に難しい。これは今後非常に気を使っていかないといけない。

具体的に言うと政治家等は、そのようなものが散見されるが、公共性に鑑みて、大目に見ている、一般の方に対してだと、非常に難しい問題。啓発の観点で考えていかないといけないこともある。

昨年あたりから言われていることだが、生成A Iは違うニュアンスで要約をしてしまうことがあり、特に犯罪などの話を要約するときは、例えば刑期を終えられた方とかで、過去の資料がいつまでも残っていると、極悪非道な犯罪者だと認識される。

公益性という意味では、令和10年まで持つのかと思っており、その辺も含めて、枠組みを考えていかないといけない。

【事務局】

日進月歩でどんどん進んでいる部分もあるので、よく勉強をしておかないと、全く太刀打ちができないところでもある。問題点について理解したので、こちらの方でもよく研究して、取り組んでみたい。

【委員】

令和6年から令和10年までという計画の枠組みがあるが、法改正もあり、その辺を早めに押さえていかないと、非常に問題点が大きくなって、令和11年度からでは、後手になってしまう。

【委員】

その部分は私も気になっており、案の42ページについても、日進月歩で状況が、どんどん変わっている中で、課題のところはもう旧態依然としている。この部分は、現状に合わせた方がよい。

それから、相談件数、対応件数は高知法務局の件数になってるが、件数が少ないのではと感じたので、インターネットを悪用した人権侵害事件が高知では少ないのだと県民に受け取られるのではないか。客観的な数字なので仕方ないと思うが、今法務局でどのような状況か是非教えていただきたい。

【委員】

法務局における、インターネット人権侵害に関する件数というご質問だが、実際に相談が来た数ということになるので、実際自分に関する、個人が特定されそうな情報が書き込まれているや、部落差別の関係の識別情報が晒されているというような状況で、令和6年に関しては1か月に3件そういった相談があった。実際に起きている件数と、相談があった件数には、若干の差があると思っていただいた方がいい。自身に関する書き込みがある、もしくはあった、といった相談が月に何件かというような状況。

【委員】

ここにどういったデータを記載するか、どういう状況で県民の皆さんに読んでいただくか、ということでは、もう少しご相談された方がよいのではないかと。

【委員】

部会の方でも議論をしていただければと思います。

【委員】

現状と課題と分けておいている中の文言が今の現状として合うのかなど。現状のところであれば、もっと言葉も足した方がよい。

例えば「女性」の9ページの現状のところ、8行目に、男女の経済格差して、『「妻を養ってやっている」との思い』となっているが、確か県民意識調査では、家庭や職場の分野では、男性優位という傾向はまだ残っているにしても、数値的には改善されている。そういう状況の中、この言葉より、正規非正規、あるいはひとり親とか、そういったような傾向の部分のデータがあれば、それらをもとにして変えた方がいい。

それから13ページ、「子ども」だが、現状で児童福祉法が挙げられているが、ここに書かれてある子どもが権利の主体であることというのは、児童の権利に関する条約であったり、こども基本法にもあるので、「児童福祉法においても」とした方がよい。

31ページの「感染症患者等」ですが、現状のところ、「国の強制隔離政策など」とあるが、この「国の強制隔離政策」は、各都道府県あるいは自治体も強制収容をしていたという、そうしたつながりがあるので、人権の問題をしっかりと解決していくという観点から言うと、無癩県運動という県、そしてまた一人の国民として関わっていた強制隔離の当事者というような観点も入れていった方がいい。

併せて課題のところだが、回復者の方はどんどんお亡くなりになっていっているので、収容強制隔離の歴史も学習の中の一環として残るとは思うが、大部分を占める感染症に関する差別ということであれば、「家族」というところに焦点を当てた課題というものもあるかと思う。訴訟の方でもいまだに名前を出さずに番号で訴訟をしているという現状がある、そういったようなことを考えたときには、「家族に対する差別」というようなことも触れる必要があると思う。

【委員】

ありがとうございました。本当に貴重なご意見をいただいたので、中身を少しアップデートをするということは大事だと思う。トレンドから少し離れているようなところも多分あるのではないかなと思うが、その辺は部会の方でもご意見いただきながら少し見直しをしていただきたい。

【委員】

53ページの相談件数、対応件数は増加しているが、いやがらせ・パワハラ等の件数が特に多い。法律の施行の関係でカスハラも対応させていただくが、「カスハラを受けて困っている」という相談ではなく、「従業員がカスハラを受けたことに対する会社側が従業員を守

るために何か対策を取りなさい」ということで、対策を取られていない場合に相談いただきたい、企業に指導するような形になるので、世間一般で「カスハラ」と言われているような相談件数の集計は難しい。

ですが、今まで嫌がらせやセクハラ、パワハラという形で大きく分けているカテゴリが広がってくる可能性もあり、対応できる件数は提供したいと思うが、カスハラだけの関係で件数をとることは難しいので、今後ご相談させていただきたい。

【委員】

今回の資料に、「ソーレ」に関する記述が多く出てきている。

今日、皆様のご意見をお伺いして、自分たちに足りてないものがこんなにあるということを実感した。ソーレを運用する中で、例えば、ソーレを知ってもらってソーレに来てもらうこと、特に男性や若い世代の人たちに来ていただくという部分に課題があり、真正面から取り組んでいきたいと思っている。皆様にもにもご支援ご協力いただきたい。

【委員】

私も、ソーレの評議員をさせていただいている。

例えば44ページ、ソーレは出前講座をやっており、例えば、「SNS、メディアをテーマとした講座」5件と書いているが、この一つ一つのタイトルをいれるとか、もっと詳しく書いていただいたらどうか。他のところでも同様。

もし県民が見た時に、内容を探っていけば、「こんな対応もしっかりしている」ということがわかり、ソーレに講座をお願いしたいと思うかもしれない。

47ページ、災害と人権の、「女性防災プロジェクト」もソーレが力を入れており、私も修了生だが、もっと取り組んでいる内容を詳しく書けば、ソーレが非常に頑張っていることがわかり、ソーレで勉強しようという方、さらに男性の受講生も方も増えてくる。

また、災害は、全ての人に被害が及ぶが、特に社会的弱者に集中するため、私たち女性防災リーダーは、聞こえない人、聞こえにくい人が安心できる避難所づくりの研修会をソーレから支援いただき行った。避難所での案内も耳の聞こえない人、聞こえにくい人には、言葉で表現する必要がある、英語表記も付け加えれば、外国人も、誰が見ても分かりやすい。

みんなが分かりやすいと、みんなにとって非常に快適な避難所になり、困ったことが少なく過ごしていけることはとても大事で、災害は全てに関わることなので、非常に大事なテーマである。

【委員】

この中でアカデミックハラスメントの話題が抜けている。職場のハラスメントと言えば、セクハラとかパワハラとなって、法律ができたので、職場でいろんな救済措置とか相談窓口はできてるが、実はアカデミックハラスメントは対応ができておらず、情報も提供されてな

い。アカデミックハラスメントというのは基本的に、教師が単位等を握っており権力が強い中で学生生徒が非常に困ってる現状がある。

若い人たちだけでなく、今、再教育だとか、いろんな形で職場から大学に来られている方もおり、単位等を糧に、いろんな形でハラスメントが学術的な話だけでなく、いろんなことも含めて、嫌がらせの対象になってる問題がある。

窓口があればいいが、それはかなり大変なので、嫌がらせに対して、どこに情報があり、なにを各教育機関に提供すればいいかもそろそろ研究し始めていただきたい。

高知県は、大学短大入れると、六つ大きなところがあり、そういう若い人たちが将来、高知県のための人材となるために頑張ってるので、そういう人たちを支援していかなくてはいけないので、我々としては学生に対して、嫌がらせハラスメントを極力なくしたい。

それには教員も自覚することが必要なので、これは我々も言えるが、行政にも、我々のお手伝いしていただければと、お願いしたい。

【委員】

また、教育面も含めて考える必要があると思うので、またいろいろお知恵を賜れたらと思う。期限は5年、非常に長い計画期間でもあるので、守るべき人権の中身もどんどん変化している、そうしたトレンドも押さえながら、計画そのものを直すのは難しいかもしれないが、公表する「高知県の人権について」を見直すなど、その辺りは部会でもいろいろ議論していただいて、まとめていただければと思う。